

熊本県土木部建築住宅局営繕課が発注する
営繕工事における
入札時積算数量書活用方式運用マニュアル

令和8年4月

熊本県土木部建築住宅局営繕課

はじめに

営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル（以下「本運用マニュアル」という。）は、熊本県土木部営繕課発注の営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施に関し、発注者及び受注者間における積算数量の確認方法、協議等について円滑な運用がなされるよう「熊本県土木部建築住宅局営繕課が発注する営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」を補足する資料として整理したものである。

1. 目的

本方式の実施の目的は、大きく以下の3点が挙げられる。

- ・ 契約後に発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間における協議を円滑に行うことができる。
- ・ 協議の結果、必要に応じて数量変更を行うことで、適正な請負代金額となり、契約の適正化に資するとともに営繕工事の品質確保につながる。
- ・ 発注者の積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による発注者積算数量の活用が促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

2. 用語の定義

- ・ 「数量基準」：熊本県公共建築工事積算基準（平成26年3月27日制定）第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」
- ・ 「積算数量」：工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量
- ・ 「入札時積算数量書」：発注者が入札時において積算数量として、熊本県公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面
- ・ 「工事費内訳書」：熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第4条第9項に基づき、第1回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

3. 入札時積算数量書活用方式の実施手続き

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量どおりの施工（履行）を求めるための「契約数量」にはならない。よって、入札時積算数量書にある数量の施工確認・検査は行わない。

また、入札参加者に入札時積算数量書の活用を義務付けるものではないため、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはない。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札に参加しようとする者は、入札手続き時に札時積算数量書に疑義が生じた場合には、質問受付期間中に質問することができる。発注者は、入札に参加しようとする者から質問を受けつけた場合、確認の上、回答するものとする。

なお、入札時積算数量書の位置づけは下表となるため、その質問回答も設計図書でないことに留意すること。

	熊本県公共工事請負契約約款 第1条における設計図書	熊本県公共工事請負契約約款 特約条項における契約事項
「入札時積算数量書」及び それに対する「質問回答」	該当しない	該当する

(3) 積算数量に関する協議

受注者が積算数量に疑義が生じた場合の確認の請求は、協議を行う積算数量の部分に関する施工が完了するまでに行う。

協議を求めるにあたっては、当該積算数量に対して疑義が生じるに至った根拠資料を提出するものとする。根拠資料は、図面、拾い書及び熊本県公共建築工事積算基準第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」の該当箇所の抜粋とする。

「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」は下記の国土交通省のHPよりダウンロード可能。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

なお、入札時積算数量書と工事費内訳書の全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関する部分が一致していれば、協議可能とする。

(参考：別添1のフロー及び別添2の協議書様式)

4. 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

入札時積算数量書の訂正は、設計変更ではないが、その工事費の積算は、以下のとおり、設計変更における工事費の積算と同様に行うものとする。

- (1) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、熊本県公共建築工事積算基準第8に定める「設計変更における工事費」の規定に準じるものとする。
- (2) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、熊本県公共建築工事共通費積算基準（平成26年3月27日制定）に定める「2 共通仮設費の算定、3 現場管理費の算定及び4 一般管理費等の算定」の規定に準じるものとする。
- (3) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、熊本県公共建築工事積算基準等資料（令和6年4月1日制定）に定める「第4編単価、価格等第1章共通事項13 設計変更時の取り扱い」の規定に準じるものとする。
- (4) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

5. Q&A

問1. 本方式は、現場施工数量による精算変更をすることを目的としているのか。

(答1) 本方式の目的は、当初入札手続き時に発注者が示した入札時積算数量書に疑義があった場合の契約後の協議について明確化し、協議等の円滑化を目的とするものです。このため、現場施工数量に基づいた精算変更（設計変更）を目的とするものではありません。

問 2. 本方式では、積算基準では計上されない自社独自の項目（数量）や費用を盛り込んだ工事費内訳書を提出してはいけないのか。

（答 2）本方式は、入札時積算数量書の積算数量や書式の使用を義務づけるものではありません。このため、入札参加者が独自の項目（数量）や費用を盛り込んだ工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはありませんが、入札参加者が独自に盛り込んだ項目（数量）については、入札時積算数量書の積算数量に基づく協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

問 3. 入札時積算数量書において、本来あるべき項目がない場合にも、発注者に対して確認の請求ができるのか。

（答 3）数量基準に基づき本来項目としてあるべきものがない場合については、当該項目に関する確認の請求が可能です。なお、当該項目が一式表示となる項目である場合は、対象から除きます。

問 4. 「入札時積算数量書の積算数量」と「現場の施工数量」に乖離が大きい場合には、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

（答 4）本方式において協議の対象としている入札時積算数量書の積算数量は、数量基準（公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準）に基づき算出された数量であり、施工数量ではありません。このため、施工数量に対して本方式を活用した協議及び請負代金の変更を行うことはできません。

なお、施工数量との乖離ではなく、数量基準に基づき算出した数量として乖離が大きい（疑義がある）場合には協議が可能となります。

問 5. 受注者独自の数量算出方法によると、入札時積算数量書の積算数量と差があるので、本方式を活用して受注者の算出方法で、協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

（答 5）本方式は発注者が適用している数量基準に基づくものであるため、受注者独自の数量算出方法に基づいた数量に対して協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

問 6. 入札時積算数量書の積算数量と工事費内訳書の数量が全て一致しないと協議に応じないのか。

（答 6）本方式は、契約後、入札時積算数量書における積算数量に疑義が生じた場合、疑義部分の数量が受発注者とも一致している部分について協議を行うことができます。つまり、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば、協議が可能です。

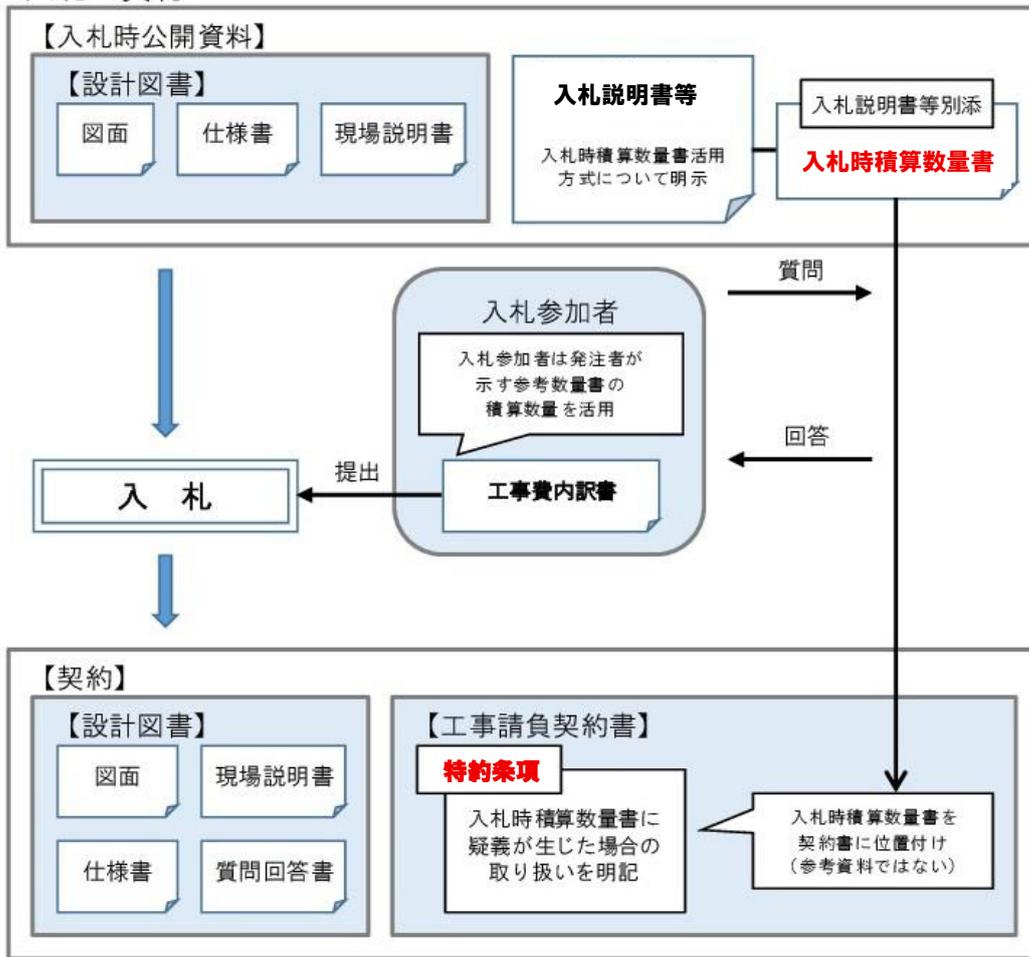
問 7. 熊本県公共工事請負契約約款特約条項に基づく受注者からの確認の請求においては、どのような資料を提出する必要があるか。

（答 7）当該数量に対して疑義を生じるに至った根拠を提出して頂く必要があります。

「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」に基づき、図面や拾い書等で該当数量の積算根拠が分かるように作成してください。具体的な内容については、疑義の対象となる項目において異なるため、担当者に相談して下さい。

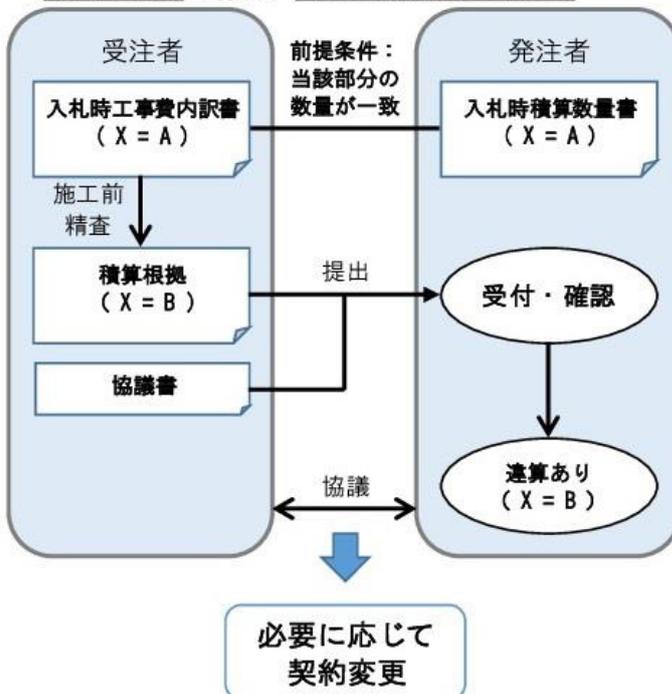
(別添 1) 入札時積算数量書活用方式に係る協議フロー

■入札～契約



■施工中

・受注者発議の場合、当該部分施工前に限る



(別添 2)

熊本県公共工事請負契約約款 特約条項 に関する協議書

工事名			
受注者			
工期			
① 受 注 者 発 議 事 項	(記入欄)		
	上記のとおり、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じたので、 確認を求めます。		
	当該部分着手 (予定)日		当該部分完了 予定日
	発議日		現場代理人
② 発 注 者 確 認	(記入欄)		
	上記のとおり、確認しました。 年 月 日	設計担当者 (監督員)	設計担当班長 (総括監督員)

※添付資料：図面、拾い書、「公共建築（設備）工事数量積算基準」の抜料

(別添2) (協議書提出時の記入例)

熊本県公共工事請負契約約款 特約条項 に関する協議書

工事名	〇〇高校内部改修工事			
受注者	〇〇建設(株)			
工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日			
① 受注者 発議 事項	(記入欄) 〇〇棟開口部工事 WD-1 片開きフラッシュ扉 W800*H1800 3か所 ではなく 5か所 の誤り (別途添付図面参照)			
	上記のとおり、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じたので、 確認を求めます。			
	当該部分着手 (予定)日	令和〇年6月1日	当該部分完了 予定日	令和〇年7月30日
	発議日	令和〇年5月20日	現場代理人	×× △△
② 発注者 確認	(記入欄) 当該部分の施工が完了している場合は協議不可			
	上記のとおり、確認しました。 年 月 日	設計担当者 (監督員)	設計担当班長 (総括監督員)	

※添付資料：図面、拾い書、「公共建築(設備)工事数量積算基準」の抜粋